

◎ 社会環境の変化に応じた社会教育施設の在り方について

1 社会教育施設を取り巻く状況について

「人生100年時代」と言われている今、全ての人が生涯を通じて学び続け、知的好奇心に溢れた心豊かな生活を送ることができる社会が求められており、図書館、博物館、美術館などの社会教育施設には、従来の教育的な役割に加え、市民生活のあらゆる場面における新たな役割が期待される時代となっています。

また、本市では、観光を新たな産業の大きな柱として成長させることで地域活性化につなげるという考えから、オール横須賀で様々な取り組みが展開されており、横須賀が持つ歴史や文化、海や自然など、全国に誇ることができるポテンシャルの活用と発信は、ますます重要になっています。

そうした中、令和元年6月、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第9次地方分権一括法）」が公布・施行され、公立の社会教育施設の設置、管理及び廃止に関する事務について、まちづくり、観光など他の分野との一体的な取り組みの推進等のために地方公共団体がより効果的と判断する場合には、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、条例により、教育委員会から首長部局へ移管することが可能となっています。

2 社会教育施設の在り方に関する検討について

上記のような社会教育施設を取り巻く状況の中、本年1月21日に開催された「横須賀市総合教育会議」において、市長から子育てや学校教育に関する想いが述べられるとともに、「社会教育施設は、一義的には教育委員会が所管するものの、人の一生に関わる全ての場面、すなわち行政においては、市の様々な施策と絡めながら、また、時には官民の垣根を越えて、企業の取り組みと連動させたりしながら、市民の皆さんの人生に寄り添い、学習機会を提供していくことがむしろ自然ではないかと強く感じている」として、教育委員会に対し、社会環境の変化に応じた社会教育施設の在り方について、検討の投げかけがされました。

(1) 検討の経過

時 期	内 容
令和3年 1月21日	総合教育会議 ・市長から社会教育施設の在り方について検討投げかけ
2月6日	教育委員会定例会 ・総合教育会議の振り返り ・令和元年6月の社会教育関係法改正の概要について説明

3月6日	教育委員会定例会 ・各施設の課題、市長部局に移管した場合に期待できること及び懸念されること、市長部局との関連について説明
4・5月	社会教育委員ヒアリング（4月15日～5月14日）
6月24日	教育委員に社会教育委員ヒアリング結果を報告
7月	検討経過を踏まえ、教育委員会事務局と市長部局とで協議
8月19日	教育委員会定例会 ・教育委員会事務局の方向性（案）を報告し教育委員が議論
9月2日	市議会9月定例議会教育福祉常任委員会 ・これまでの検討経過、教育委員会事務局の方向性（案）を報告 ・今後の社会教育施設の在り方についての考え方（市長に対する教育委員会としての回答内容）を決定

（2）社会教育委員への意見聴取について

社会教育施設の在り方について、社会教育委員にご意見等を伺いました。以下はその概要です。

ア ヒアリング時期

令和3年4月15日（木）～5月14日（金） 委員15人と個別にヒアリング

イ ヒアリング内容

総合教育会議での協議内容、令和元年6月の社会教育関係法の改正の概要、各社会教育施設の課題、市長部局に移管した場合に期待されること及び懸念されること等について説明し、意見を聴取した。

ウ 社会教育委員の意見の概要

■市長部局への移管について懸念すること

- ・移管した場合も、社会教育施設で教育を受ける権利は保障しなければならない。
- ・学芸員の研究が保障され、教育普及活動が発展しなければならない。
- ・教育機関として、政治的、宗教的な中立を担保しなければならない。
- ・移管により資料の収集、研究が疎かになることが危惧される。これまで機能として弱かったところがますます弱くなってしまわないか。
- ・市民が「横須賀の教育委員会は学校教育しか行わない」「社会教育の機能を放棄した」というイメージを持つのではないか。

- ・美術館については、市長部局が所管する美術館がまだ少ない中、横須賀美術館のイメージがダウンし、企画展における作品の借用に影響が出るのではないか。
- ・社会教育委員が意見する場がなくなってしまうのではないか。
- ・実際に企画を立てる学芸員のモチベーションが下がらないか。
- ・子どもへの取り組みが疎かにならないか。
- ・学校が利用しにくくならないか。
- ・今までの取り組みが継続されるか、学芸員が育成されるかが心配である。

■移管に関する助言

- ・多様な今の時代、教育委員会だけでは対応できない。大きな政策決定によって効果を出す、ということが移管のメリットではないか。
- ・市長部局単独で進めるのではなく、教育機関としての担保が大事。イベントは市長部局、教育的取り組みは教育委員会など、中立性を生かす仕組みづくりが必要
- ・学問的エビデンスがあるものは、観光資源としても活用できる。市民に広く還元できれば、学芸員がやりがいを感じ、集まる。教育を生かしながら、より効果性のある政策を打つということ。両方生かすことが大事である。
- ・教育委員会単独ではできなかったイベントをやれば良い。教育も、学校教育だけでは対応できなくなっているという点では、良い機会かもしれない。「学校教育委員会」では、難しい時代である。
- ・社会全体で社会教育を進めていくことで日本の再生ができる。オール横須賀で人間教育を行ってほしい。
- ・博物館、美術館については「博物館の原則・博物館関係者の行動規範」（日本博物館協会）の規定を守ってほしい。また、登録博物館の在り方は国も検討しており、注視が必要である。
- ・美術館の活動における障害児者向けの取り組みは特徴的なものなので残してほしい。美術館運営評価委員会のような透明性を担保する組織も残すべきである。
- ・まずビジョン、プランを現場に示し、学芸員のモチベーションを下げないためのコミュニケーションを取るべき。
- ・社会教育委員と各社会教育施設との協議の場は継続すべき。市長が変わっても左右されない仕組みづくりが必要である。
- ・短期的な施策と、教育による長期的な人づくりの両面が必要である。
- ・学校との窓口がはっきりしていると良い。

3 今後の社会教育施設の在り方についての考え方

(1) 基本的な認識

変化が激しく、多様化する現代社会の中において、市民に学習機会を提供し、社会の様々な課題についての学びや社会的な意識、価値観の醸成につなげていくことは、社会教育の役割として重要であり、それこそが社会教育のアイデンティティ(社会教育とは何であるかということ)であると考えます。

学校教育の中だけで社会的な意識や価値観をすべて学ぶことには限界があり、様々な世代を超えた交流機会、帰属意識の異なる他者同士が学び合う機会を柔軟かつ様々な形態で意識的に設けていくためには、社会教育が有効です。

しかし一方で、社会教育の範疇だけでは、現代的課題や地域的課題の解決につなげるのが難しい時代になっています。教育委員会以外の様々な部局、機関、団体、市民との連携なしには解決できません。市民の社会参加への意識や社会的な問題への関心を高めるという点にまず力点をおくべきですが、それをより発展させ、社会教育以外の領域との連携により、様々な課題解決や学習成果の活用に展開させていくことが不可欠となっています。

また、社会教育施設には、教育を目的とする役割だけでなく、県外や市外に向けての観光面での役割や地域コミュニティの役割など、様々な市民ニーズの中でより一層大きな役割を期待されています。特に、観光面での新たな期待に対しては、様々な関係機関と連携を図り、その振興を図っていくことが必要となります。

このような社会教育に関する現状認識、課題認識は教育委員会、社会教育委員が共有していますが、これは、社会環境の変化にいかに対応していくかという点において、総合教育会議で述べられた市長の考えとも一致していると考えられます。

(2) 社会教育施設の所管について

社会教育施設を取り巻く状況や上記の基本的な認識のもと、本市の社会教育施設について、時代の変化に合わせ、進化させるためにはどうあるべきかを検討した結果、観光など他の行政分野との一体的な取り組みを推進することがまちづくりを進める上でより効果的と判断する場合には、市長部局へ移管すべきであるとの考えに至りました。

ア 移管の対象施設

横須賀美術館は、観音崎という風光明媚な環境に立地し、アートを活用したまちづくりの中で大変重要なポテンシャルを持っています。横須賀美術館の価値を高め、市民の愛着や誇りを向上させるとともに、新たな利用者を開拓していくことは、本市のまちづくり・観光に寄与し、また、教育機関としての機能の充実に

つながると考えられます。

そのためには、市の様々な施策と連動させた事業展開を得意とする市長部局による運営が望ましいため、美術館の設置、管理及び廃止に関する事務を市長部局に移管したいと考えます。

イ その他の社会教育施設

その他の社会教育施設については、現在抱える課題解決を図った上で、今後、まちづくりや観光など他の行政分野と一体的に取り組みを推進することが効果的だと判断される場合には、移管を検討することとします。

(3) 美術館の移管について

① 事務移管の時期

事務の移管の時期は、令和4年4月1日とします。

② 事務移管の手続き

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条（職務権限の特例）に基づき、条例の定めるところにより、美術館の設置、管理及び廃止に関する事務を市長に移管することが適当と考えます。

③ 移管する事務の概要

市長に移管する美術館の設置、管理及び廃止に関する事務の概要は以下のとおりです。

※現行の教育委員会事務局等事務分掌規則に基づき記載

市長に移管する事務
(1) 美術館事業の計画及び調整に関すること。
(2) 美術館資料の保存及び管理に関すること。
(3) 美術館資料の収集及び調査研究に関すること。
(4) 展覧会、講演会等に関すること。
(5) 美術に関する教育普及に関すること。
(6) 美術館資料の利用に関すること。
(7) 美術館事業の広報に関すること。
(8) 美術品等取得基金の管理に関すること。
(9) その他美術館業務に関すること。

④ 事務の移管に伴い留意が必要な事項

市長部局に移管した場合であっても、横須賀美術館が社会教育法、博物館法等に基づく社会教育機関であることに変わりはなく、社会教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保、学校教育との連携等に留意し、社会教育が適切に実施されることが重要です。

教育委員会における検討及び社会教育委員とのヒアリングの中では、移管による横須賀美術館の教育機関としての機能低下を懸念する意見がありました。移管に当たっては、以下の措置を講じた上で教育委員会と緊密な連携をとり、社会教育の適切な実施が確保される必要があります。

教育機能を低下させないための対応策

- (1) 博物館法に基づく登録博物館の位置付けとする。
- (2) 美術館の管理運営に関する規則を制定する際は、教育委員会と協議する。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第3項)
- (3) 教育活動と密接な関連を有するものの実施に当たっては、あらかじめ教育委員会の意見を聴く。(社会教育法第8条の2)
- (4) 教育委員会は、美術館の事務について市長に意見を述べるができる。(社会教育法第8条の3)
- (5) 社会教育委員会議における事業報告を継続する。
- (6) 美術館運営評価委員会での事業計画の報告及び評価を継続する。
- (7) 総合教育会議(市長・教育委員会の協議の場)を活用する。
- (8) 教育振興基本計画に美術館に関する施策を位置付ける。

《参考資料》

1 関係法令

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関する事。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関する事。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。
- 四 学齡生徒及び学齡児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関する事。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関する事。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関する事。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関する事。
- 十一 学校給食に関する事。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関する事。
- 十三 スポーツに関する事。
- 十四 文化財の保護に関する事。
- 十五 ユネスコ活動に関する事。
- 十六 教育に関する法人に関する事。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関する事。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関する事。

(長の職務権限)

第二十二條 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- 一 大学に関すること。
- 二 幼保連携型認定こども園に関すること。
- 三 私立学校に関すること。
- 四 教育財産を取得し、及び処分すること。
- 五 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。
- 六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

(職務権限の特例)

第二十三條 前二條の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの(以下「特定社会教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること(第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。)
- 二 スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)
- 三 文化に関すること(次号に掲げるものを除く。)
- 四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(教育機関の所管)

第三十二條 学校その他の教育機関のうち、大学及び幼保連携型認定こども園は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、特定社会教育機関並びに第二十三条第一項第二号から第四号までに掲げる事務のうち同項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされたものみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。

(学校等の管理)

第三十三條

3 第二十三条第一項の条例の定めるところにより同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体の長は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、

特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について、必要な地方公共団体の規則を定めるものとする。この場合において、当該規則で定めようとする事項については、当該地方公共団体の長は、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。

(2) 社会教育法（抜粋）

(市町村の教育委員会の事務)

第五条

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務(以下「特定事務」という。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)である市町村にあつては、第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

第八条の二 特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該特定地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該特定地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 特定地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第八条の三 特定地方公共団体の教育委員会は、特定事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該特定地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

2 社会教育施設の所管に関する他都市の状況について

(令和3年2月6日教育委員会2月定例会資料から抜粋)

自治体名	令和2年3月まで	令和2年4月から (令和元年6月法改正)
大和市	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツに関する事務 ・文化に関する事務 ・文化財の保護に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館、生涯学習センター及び青少年センターの設置、管理及び廃止に関する事務 <p>を追加</p>
綾瀬市	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツに関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館、公民館、遺跡資料館の設置、管理及び廃止に関する事務 ・文化に関する事務 ・文化財の保護に関する事務 <p>を追加(令和3年4月から)</p>
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツに関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館、博物館、美術館及び生涯学習センターの設置、管理及び廃止に関する事務 ・文化に関する事務 <p>を追加</p>
豊田市	—	<ul style="list-style-type: none"> ・美術館等社会教育施設(図書館を除く)の設置、管理及び廃止に関する事務 ・スポーツに関する事務 ・文化に関する事務 ・文化財の保護に関する事務
岐阜市	—	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館、歴史博物館及び公民館の設置、管理及び廃止に関する事務 ・スポーツに関する事務 ・文化に関する事務 ・文化財の保護に関する事務

3 美術館運営課の事務分掌（令和2年度の事務の概要）

(1) 美術館事業の計画及び調整に関すること。

美術館運営評価委員会の開催（委員 7人） 3回

※このうち2回は新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催。

(2) 美術館資料の保存及び管理に関すること。

① 美術品の整理を行った。

額装 7点（新規 0点/改修 7点） マット装 80点

② 図書資料の整理を行った。

(3) 美術館資料の収集及び調査研究に関すること。

① 美術品評価委員会の開催（委員 5人） 1回

② 美術品の収集を行った。 (点)

区分	収蔵数	収蔵総数
購入	0	435
寄贈	204	4,931
所管替	3	3
計	207	5,369

③ 図書資料の収集を行った。

ア 図書 (冊)

種別	収蔵数	蔵書数
図書	321	18,474
展覧会カタログ	415	14,219
計	736	32,693

イ その他(雑誌はタイトル数) (誌・点)

種別	収蔵数	収蔵総数
雑誌	15	734
AV資料(DVD・CD)	0	111

④ 美術品収集のための調査研究を行った。

⑤ 次年度以降に展覧会の開催を予定する作家、作品に関する調査研究を行った。

(4) 展覧会、講演会等に関すること。

① 企画展を開催した。

ア マルク・シャガール展 4月25日～6月21日 開催中止

イ	ミロコマチコ展	7月4日～8月30日	開催延期
ウ	上田薫展	9月12日～11月3日	観覧者 17,441人
エ	倉重光則+天野純治展	11月14日～12月25日	観覧者 7,143人
オ	児童生徒造形作品展	令和3年1月9日～1月11日	観覧者 6,893人
カ	ヒコーキと美術	令和3年3月8日～4月11日	観覧者 7,334人

※マルク・シャガール展は新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止、ミロコマチコ展は令和4年2月に開催延期。

※令和2年3月4日から6月19日まで、令和3年1月12日から3月7日まで、それぞれ新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休館。

※児童生徒造形作品展の当初の会期は1月25日まで。ヒコーキと美術の当初の会期は2月6日より。

② 所蔵品展及び谷内六郎〈週刊新潮 表紙絵〉展を開催した。

第1期	所蔵品展及び谷内六郎展	4月11日～6月14日（開催中止）
第2期	所蔵品展及び谷内六郎展	6月20日～9月13日
第3期	所蔵品展及び谷内六郎展	9月19日～12月13日
第4期	所蔵品展及び谷内六郎展	12月19日～令和3年4月4日

※第1期所蔵品展及び谷内六郎展は新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止

③ 展覧会関連の講演会等事業を開催した。

ア	講演会	新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。
イ	ワークショップ	新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。
ウ	パフォーマンス	新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。
エ	ギャラリートーク	新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

④ 展覧会等に関する印刷物を刊行した。 (部)

件名	部数
横須賀美術館年報及び別冊教育普及事業編令和元年度版	300
「宇都宮美術館コレクションによるマルク・シャガール展」図録	800
「倉重光則+天野純治展 ミニマリズムのゆくえ」図録 2種	① 800
	② 800
令和2年度第3期所蔵品展特集展示 「浦賀奉行所開設300周年記念 長島雪操展」図録	800
「ヒコーキと美術」展図録	800
横須賀美術館ニュース「Corridart」Vol.26	5,000

(5) 美術に関する教育普及に関すること。

ワークショップ、講演会等の教育普及活動を実施した。

① ワークショップ事業（展覧会関連以外）

ア	ワークショップ	5回	参加者	53人
イ	講演会	新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。		
ウ	映画会	2回	参加者	41人
エ	ボランティアイベント	新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。		

② 学校連携事業

ア	小学校	新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。		
イ	中学校	2回	参加者	26人
ウ	特別支援学校・養護学校	1回	参加者	13人
エ	市外小学校	1回	参加者	85人
オ	市外中学校	1回	参加者	95人
カ	幼稚園・保育園	9回	参加者	154人
キ	高校生	0回	参加者	0人
ク	大学生・専門学校生	1回	参加者	31人

③ ボランティア活動

新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

④ 団体関連事業

団体対応	9回	参加者	325人
------	----	-----	------

(6) 美術館資料の利用に関すること。

① 他の美術館等での展覧会の開催に際し、美術品の貸出を行った。

件数 7件 貸出点数 76点

② 図書室で美術関連図書、展覧会カタログ、雑誌等を来館者に公開した。

(7) 美術館事業の広報に関すること。

① 取材等実績

ア	新聞・雑誌等	281件
イ	テレビ・ラジオ放送	21件
ウ	商業撮影	5件

② 美術館の展覧会、教育普及事業等について、美術館ニュース、広報よこすか、美術館ホームページ、ツイッター等により周知を行った。

③ 美術館PRのための広報宣伝物製作を行った。

(8) 美術品等取得基金の管理に関すること。

(円)

区分	令和元年度末 現在高	令和2年度中 増減額		令和2年度末 現在高
		積立額(増)	取崩額(減)	
美術品等	0	0	0	0
現金	397,253	1,412,162	0	1,809,415
合計	397,253	1,412,162	0	1,809,415

※現在高は3月31日時点。令和2年度中増減額は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間において発生した積立額及び取崩し額を表す。

(9) その他美術館業務に関すること。

① 美術館来館者・観覧者数

開館日数	観覧者数	図書室入室者数
217日	48,827人	8,539人

② 福利厚生割引や周辺施設、イベント等と連携した割引制度を設けた。

③ 展覧会、ワークショップ等の来館者に対する託児サービスは、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。